

# 福岡県ビーチボール協会規約

## 第1章 名称及び事務局

- 第1条 本会は福岡県ビーチボール協会（以下『本会』という。）と称する。  
第2条 本会の事務局は会長の指定する場所に置く。

## 第2章 目的及び活動

- 第3条 本会は日本ビーチボール協会ルールに基づき、ビーチボール競技の健全な普及発展と、会員相互の親睦を図り、県民の体力向上・スポーツ振興及び健康増進を目的とする。  
第4条 本会は前述の目的を達成するために次の活動を行う。  
(1) ビーチボールの普及及び指導。  
(2) 福岡県内での競技会の開催。  
(3) 指導者並びに審判員の養成、及び講習会の開催。  
(4) 各種団体・会員相互の連絡。  
(5) その他本会の目的達成に必要な事項。

## 第3章 組織

- 第5条 本会は福岡県下の各市、町、村、地区ビーチボール団体（以下『加盟団体』という。）、個人登録をもって組織し、会員と称する。

## 第4章 構成員

- 第6条 本会に次の役員を置く。  
(1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名  
(3) 理事長 1名 (4) 副理事長 若干名  
(5) 常任理事・会計 若干名  
第7条 役員は総会または理事会において選任する。  
第8条 本会に次の理事を置く。  
(1) 理事 若干名 (2) 会計監査 若干名  
第9条 理事は、本会登録チーム代表者および個人登録者とする。チーム代表者は代理指名も可とする。  
第10条 本会に顧問・相談役を若干名おくことができる。  
(1) 顧問・相談役は総会または理事会の議決を経て会長が委嘱する。

## 第5章 構成員の役割

- 第11条 会長は本会を代表して会務を統括し、総会の議長となる。  
第12条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。  
第13条 理事長は理事会の定めに従い会務の執行にあたり、理事会の議長となる。  
第14条 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理する。  
第15条 常任理事・会計は会務及び会計を処理する。  
第16条 理事は本会の重要事項を審議決定する。  
第17条 会計監査は本会の会計を監査する。  
第18条 顧問・相談役は会議に出席し、意見を述べる事ができる。ただし、議決権は有しない。  
第19条 役員・理事の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。補欠による役員・理事の任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 会議

- 第20条 会議は総会、理事会(臨時総会)、役員会で行う。
- 第21条 総会は、年1回、会長が招集する。
- 第22条 総会は理事の過半数(代理人を認める)の出席を持って成立する。やむを得ず、欠席をする場合は委任状をもって成立する。
- 第23条 議事はその会議に於いて出席の過半数により決定する。
- 第24条 総会は次の事項を決定する。
- (1) 本会の事業に関する事項。
  - (2) 予算及び決算に関する事項。
  - (3) 役員を選任に関する事項。
  - (4) 規約の制定及び改正に関する事項。
  - (5) その他、本会に必要と認めた事項。
- 第25条 理事会(臨時総会)は総会に次ぐ協議決定機関であり、役員及び理事で組織する。会長が必要と認めたときもしくは理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 第26条 役員会は役員で構成し、会務及び会計を処理する。

## 第7章 会計

- 第27条 本会の経費は、登録料、補助金、事業収入、及びその他の収入をもって充てる。登録料及び参加費は別途定める。
- 第28条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

## 第8章 加盟

- 第29条 本会に加盟しようとする加盟団体は、総会または理事会の承認を得なければならない。

## 第9章 専門部会

- 第30条 本会の業務を遂行するために、専門部会を設けることができる。

## 第10章 委員会

- 第31条 本会の特別な業務を執行するために、実行委員会・準備委員会を設けることができる。

## 第11章 附則

1. この規約は2013年5月11日より施行する。
2. この規約は2015年4月25日に一部改正施行する。
3. 2015年5月30日に日本ビーチボール協会に加盟する。
4. この規約は2015年6月27日に一部改正施行する。
5. この規約は2017年5月27日に一部改正施行する。
6. この規約は2019年3月9日に施行する。